

## 北海道長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱

平成21年 4月16日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、北海道知事（以下「知事」という。）が行う長期優良住宅建築等計画（以下「計画」という。）の認定、変更の認定、地位の承継（以下「認定等」という。）及び、法第18条第1項に基づく容積率の特例に関する許可（以下「許可」という。）に関して必要な事項を定める。

(認定基準)

第2条 計画は、法第6条第1項第1号から第7号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 法施行規則第4条に適合し、法施行規則第4条第1号に定める一戸建ての住宅の床面積の合計は75㎡とし、法施行規則第4条第2号に定める共同住宅等の一戸の床面積の合計は55㎡とする。（法第6条第1項第2号関係住宅の規模）

3 良好な景観の形成その他地域における居住環境の維持及び向上に配慮する事項は、次のとおりとする。（法第6条第1項第3号関係居住環境の維持及び向上に配慮する事項）

(1) 住宅を建築しようとする地域に、次の各号に掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項各号までの計画（地区計画等）

イ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画

(2) 住宅を建築しようとする地域に、次の各号に掲げる協定等のうち、別表により知事が指定する協定等が定められている場合は、その協定等に適合するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定

イ 景観法第81条1項に規定する景観協定

ウ 市町村の定める条例、要綱等

(3) 次の各号に掲げる土地の区域内に住宅を建築されるものでないこと。ただし市町村長が長期に渡って存続できると認めた場合はこの限りではない。

ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

オ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

4 自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮する事項は、次のとおりとする。（法第6条第1項第4号関係自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮する事項）

(1) 認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、次の各号に掲げる区域に建築されるものではないこと。ただし、区域の指定が解除されることが決定している場合又は解除されることが確実と見込まれる場合並びに知事が長期にわたり良好な状

態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合にあっては、この限りではない。

- ア 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条第一項に規定する災害危険区域
- イ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域
- ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域
- オ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十二条第一項に規定する津波災害特別警戒区域

（事前審査）

第3条 申請者は、知事に申請書を提出する前に、住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書又は、同条第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けるものとする。

（事前届出等）

第4条 申請者は、知事に申請書を提出する前に、第2条第3項に定める基準に規定されている地区計画等、景観計画、建築協定、景観協定、その他条例、要綱に定められている届出等の手続きを完了しているものとする。

（認定申請）

第5条 申請者は、法第5条第1項から第5項に規定する認定の申請をするときは、法施行規則第2条に規定する認定申請書を建設地の市町村を経由し、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請に併せて法第6条第2項の申し出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、建設地の市町村を経由し、知事に提出しなければならない。

3 前項の申し出に、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含む場合には、地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部建築性能試験センターの判定を受けるものとする。

（認定申請に必要な図書）

第6条 申請者は、法施行規則第2条に定める図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

- (1) 第3条第1項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し
- (2) 第2条第3項に定める良好な景観の形成その他地域における居住環境の維持及び向上に配慮する基準に適合することを確認するために必要な第4条の通知書等の写し又は届出書等（受付印等のあるもの）の写し。

(3) 住宅型式性能認定書（品確法第31条に規定するもの。）の写し

（住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に限る。）（住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（品確法第5条の規定するもの。）の申請において明示することを要しないとして指定されたものを省略することができる。）

(4) 型式住宅部分等製造者認証書（品確法第33条に規定するもの。）の写し

（住宅である認証型式住宅部分等（品確法第40条に規定するもの。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に限る。）（型式住宅部分等製造者認証書の写しを提出した場合にあっては、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものを省略することができる。）

(5) 特別評価方法（品確法第58条に規定するもの。）による証明書の写し

（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合に限る。）

（認定の通知）

第7条 知事は、計画の認定をするときは、法第7条の規定により、市町村を経由し、申請者へ認定通知書を交付する。

（計画の変更申請）

第8条 申請者は、法第8条に規定する変更の認定の申請をするときは、法施行規則第8条に規定する変更認定申請書を建設地の市町村を経由し、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条までの規定を準用する。

3 申請者は、法第9条第1項に規定する譲受人を決定した場合における変更の認定の申請をするときは、法施行規則第11条に規定する変更認定申請書を建設地の市町村を経由し、知事に提出しなければならない。

4 申請者は、法第9条第3項に規定する区分所有住宅の管理者等が選任された場合における変更の認定の申請をするときは、法施行規則第13条に規定する変更認定申請書を建設地の市町村を経由し、知事に提出しなければならない。

（変更認定の通知）

第9条 知事は、法第9条第1項に規定する譲受人の決定及び同条第3項に規定する管理者等の選任をした場合における変更の認定をするときは、法第7条の規定により、市町村を経由し、申請者へ変更認定通知書を交付する。

（地位の承継）

第10条 法第10条第1項第1号及び第2号に規定する承認を受けようとする者は、法施行規則第14条に規定する承認申請書を建設地の市町村を経由し、知事に提出しなければならない。

（地位の承継の承認）

第11条 知事は、地位の承継の承認をするときは、法施行規則第15条の規定により、市

町村を經由し、申請者へ承認通知書を交付する。

(取り下げ届)

第12条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取り下げ届（様式1）1部を建設地の市町村を經由し、知事に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第13条 認定計画実施者（計画の認定を受けた者）は、認定長期優良住宅建築等計画の建築又は維持保全を取りやめるときは、取りやめ届（様式2）1部に認定通知書を添えて、建設地の市町村を經由し、知事に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第14条 認定計画実施者は、認定を受けた計画の住宅の建築工事が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、工事完了報告書（様式3）1部に建築士法第20条第3項による工事監理報告書（写）、軽微な変更があった場合にはその変更に係る図面を添付し、建設地の市町村を經由し、知事に提出しなければならない。

2 法第12条により知事から報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書（様式4）1部を知事に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第15条 知事は、認定、変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、市町村を經由し、認定しない旨の通知書（様式5）を申請者に送付するものとする。

(承認しない旨の通知)

第16条 知事は、地位の承継の承認の申請を承認しない場合は、市町村を經由し、承認しない旨の通知書（様式6）を申請者に送付するものとする。

(改善命令)

第17条 知事は、法第13条第1項から第3項の改善命令は、知事が必要と認めるときに、改善命令書（様式7）により行うものとする。

(認定の取り消し)

第18条 知事は、法第14条第1項第1号の規定による認定の取り消しは、知事が必要と認めるときに、認定取消通知書（様式8-1）により行うものとする。

2 知事は、法第14条第1項第2号の規定による認定の取り消しは、認定取消通知書（様式8-2）により行うものとする。

3 知事は、法第14条第1項第3号の規定による認定の取り消しは、認定取消通知書（様式8-3）により行うものとする。

(許可申請)

第19条 申請者は、許可の申請をするときは、法施行規則第18条第1項に規定する許可申請書を建設地の市町村を經由し、知事に提出しなければならない。

(許可申請に必要な図書)

第20条 申請者は、前条の申請をするときは、法施行規則第18条第1項に定める図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表の（い）

項及び（ろ）項に掲げる図書

（２）その他知事が必要と認める図書又は書面

（許可の通知）

第２１条 知事は、計画の許可をするときは、法施行規則第１８条第２項の規定により、市町村を経由し、申請者へ許可通知書を交付する。

（許可内容の変更）

第２２条 許可を受けた住宅の内容を変更しようとする者は、許可内容変更承認申請書（様式９）正副３部に、変更前の住宅の許可通知書及びその変更内容を明らかにした設計図書を添付して、建設地の市町村を経由し、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、設計図書の記載事項に変更がない場合は、当該設計図書の添付を要しない。

２ 知事は前項の規定による承認をしたときは、市町村を経由して、申請者へ許可内容変更承認通知書（様式１０）を交付するものとする。

（許可に関する名義変更届）

第２３条 許可を受けた者（以下、「許可事業者」という。）は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７条第５項に規定する検査済証の交付を受ける前に、その名義を変更したときは、遅滞なく、新たに許可事業者となった者と連署の上、名義変更届（様式１１）を建設地の市町村を経由し、知事に提出しなければならない。

（許可しない旨の通知）

第２４条 知事は、第１９条の規定による申請を許可しない場合は、市町村を経由し、申請者へ法施行規則第１８条第３項に規定する許可しない旨の通知書を送付するものとする。

（許可の取り下げ届）

第２５条 申請者は、許可を受ける前に申請を取り下げるときは、取り下げ届（様式１２）１部を建設地の市町村を経由し、知事に提出しなければならない。

（許可の取りやめ届）

第２６条 許可事業者は、許可を受けた行為を取りやめるときは、取りやめ届（様式１３）１部に許可通知書を添えて、建設地の市町村を経由し、知事に提出しなければならない。

（その他）

第２７条 前条までの規定により難い場合は、別途、知事が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成２１年 ４月 １６日から施行する。

附則

この要綱は、平成２３年 ４月 １日から施行する。

附則

この要綱は、平成２７年 ４月 １日から施行する。

附則

この要綱は、令和 ３年 ２月 ４日から施行する。

附則

この要綱は、令和 ４年 ２月 ２０日から施行する。

北海道長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱別表

第2条第3項第2号関係（認定基準 知事が指定する協定等）

【第2条第3項第2号関係ウ】

| 市町村名 | 協定等の名称             |
|------|--------------------|
| 江差町  | ふるさと江差の街並み景観形成地区条例 |
| ニセコ町 | ニセコ町景観条例           |
| 倶知安町 | 倶知安の美しい風景を守り育てる条例  |
| 豊浦町  | 豊浦町美しいまちなみ景観づくり条例  |
| 中標津町 | 中標津町景観条例           |